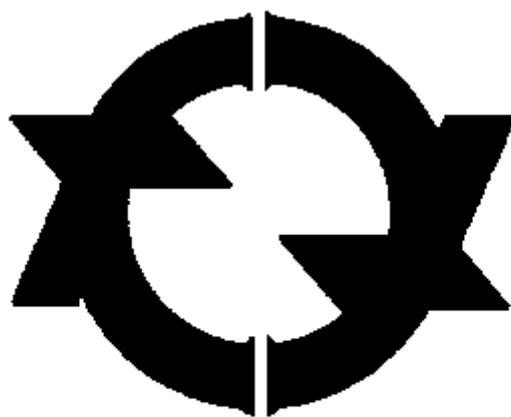
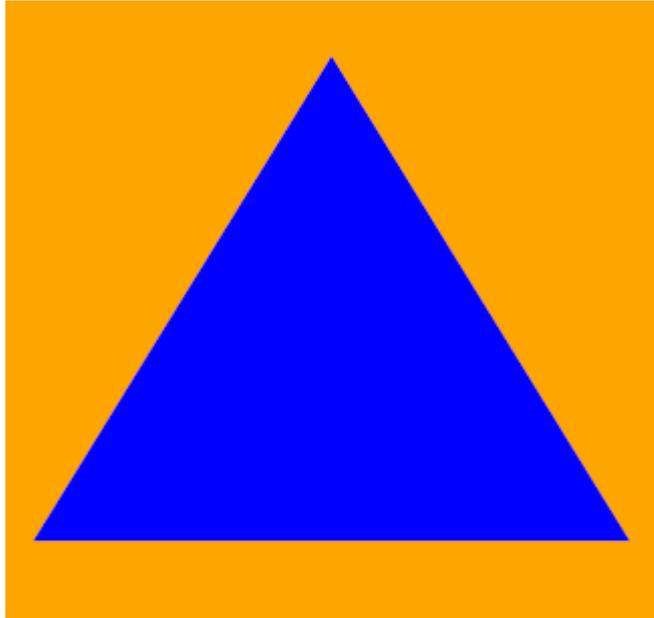


大竹市国民保護計画



令和5年2月修正
大 竹 市



このマークは、ジュネーヴ諸条約追加議定書 I に規定されている国際的な「特殊標章」で、民間防衛団体、その要員、建物及び物品の保護並びに避難所を識別するためのものです。デザインは、オレンジ色地に青の正三角形の図案となっています。

はじめに

今日、わが国を取り巻く安全保障環境において、弾道ミサイルや大量破壊兵器の拡散、国際テロ組織等の活動など、新たな脅威への対応が緊急の課題となっています。

平成 16 年 9 月には、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）が施行され、国、県及び市町村は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小限とするため、国民保護措置の実施推進体制を整備することとなりました。

こうした中、本市では、平成 18 年 5 月に設置した関係機関や有識者などで構成する大竹市国民保護協議会における審議や、関係機関から提出された意見等を踏まえ、広島県知事との協議を経て、大竹市国民保護計画を策定しました。

この計画では、本市が米海兵隊岩国航空基地に隣接していることや石油コンビナート等特別防災区域を抱えているといった地理的、社会的特徴等を踏まえ、市の責務、住民の避難誘導に関する事項、武力攻撃災害への対処に関する事項その他必要な事項を定めています。

わが国の平和と安全を確保するためには、諸外国との良好な協調関係を確立するなど、外交努力や国際社会との協力が重要であることは申し上げるまでもありません。

原爆で大きな犠牲を被りました本市では、核兵器の恐ろしさ、被爆者の今なお続く苦しみを思うとき、この地球上で再び広島・長崎の惨禍を繰り返させてはならないとの強い思いから、昭和 61 年に宣言した「非核・平和都市宣言」の趣旨を大切に、行政を推進しております。

しかし、それらの最大限の努力を行ってもなお、わが国の平和と安全を脅かす事態が発生しないとも限りません。万一、そのような事態が発生した場合には、本市では計画に基づき、国、県、周辺市町及び関係機関等と協力して、迅速に住民の避難誘導等の国民保護措置を実施することとなります。

大竹市国民保護計画は、想定事態に対して最善を尽くすという観点から作成していますが、一方で、実際の武力攻撃が想定どおり発生するとは限らない面もあり、その場合、事態や規模等により武力攻撃災害の状況は大きく異なり、計画どおりの対処は困難になります。

このため、国民保護措置の実施に当たっては、市民あがての協力が不可欠と考えられますので、平素から十分な備えをしていただくとともに、ひとたび事態が生じた場合には、迅速かつ的確な対応ができるよう、市民の皆様のご協力をお願いいたします。

平成 19 年 3 月

大竹市長 入 山 欣 郎

大竹市国民保護計画／目次

第1編 総論

第1章 市の責務、計画に定める事項、構成等	1
1 市の責務及び市国民保護計画に定める事項	
2 市国民保護計画の構成	
3 市国民保護計画の見直し、変更手続	
4 市国民保護計画の推進	
第2章 国民保護措置に関する基本方針	3
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	5
1 関係機関の事務又は業務の大綱	
2 関係機関の連絡先	
第4章 市の地理的、社会的特徴	11
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	18
1 武力攻撃事態	
2 緊急対処事態	

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等	22
第1 市における組織・体制の整備	22
1 市の各部局課における平素の業務	
2 市職員の参集基準等	
3 国民の権利利益の救済に係る手続等	
4 消防機関の体制	
第2 関係機関との連携体制の整備	27
1 基本的考え方	
2 県との連携	
3 近隣市町との連携	
4 指定公共機関等との連携	
5 ボランティア団体等に対する支援	
第3 通信の確保	30
第4 情報収集・提供等の体制整備	32
1 基本的考え方	
2 警報等の伝達に必要な準備	
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	

4	被災情報の収集・報告に必要な準備	
第5章	研修及び訓練	39
1	研修	
2	訓練	
第2章	避難及び救援に関する平素からの備え	42
1	避難に関する基本的事項	
2	避難に関する平素からの備え	
3	救援に関する基本的事項	
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	
5	避難施設の指定への協力	
第3章	生活関連等施設の把握等	46
1	生活関連等施設の把握等	
2	生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等	
第4章	物資・資材の備蓄、整備及び点検	48
1	市における備蓄	
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	
第5章	国民保護に関する啓発	50
1	国民保護措置に関する啓発	
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	
第3編	武力攻撃事態等への対処	
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	51
1	大竹市国民保護対策連絡室の設置及び初動措置	
2	市対策本部に移行する場合の調整	
3	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	
第2章	市対策本部の設置等	54
1	市対策本部の設置	
2	通信の確保	
第3章	関係機関相互の連携	61
1	国・県の対策本部との連携	
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	
3	自衛隊の部隊等の派遣要請等	
4	他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託	
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	
6	市の行う応援等	

7	ボランティア団体等に対する支援等	
8	住民への協力要請	
第4章	警報及び避難の指示等	66
第1	警報の伝達等	66
1	警報の内容の伝達等	
2	警報の内容の伝達方法	
3	緊急通報の伝達及び通知	
第2	避難住民の誘導等	69
1	避難の指示の通知・伝達	
2	避難実施要領の策定	
3	避難住民の誘導	
第5章	救援	84
1	救援の実施	
2	関係機関との連携	
3	救援の内容	
第6章	安否情報の収集・提供	89
1	安否情報の収集	
2	県に対する報告	
3	安否情報の照会に対する回答	
4	日本赤十字社に対する協力	
第7章	武力攻撃災害への対処	99
第1	生活関連等施設の安全確保等	99
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	
2	武力攻撃災害の兆候の通報	
3	生活関連等施設の安全確保	
4	危険物質等に係る武力攻撃災害への対処	
5	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害への対処	
第2	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	103
1	武力攻撃原子力災害への対処	
2	NBC攻撃による災害への対処	
第3	応急措置等	107
1	退避の指示	
2	市長の事前措置	
3	警戒区域の設定	
4	応急公用負担等	

5	消防に関する措置等	
第8章	被災情報の収集及び報告	113
第9章	保健衛生の確保その他の措置	115
1	保健衛生の確保	
2	廃棄物の処理	
3	文化財の保護	
第10章	国民生活の安定に関する措置	118
1	生活関連物資等の価格安定	
2	避難住民等の生活安定等	
3	生活基盤等の確保	
第11章	特殊標章等の交付及び管理	120
第4編	復旧等	
第1章	応急の復旧	123
1	基本的考え方	
2	ライフライン施設の応急の復旧	
3	輸送路の確保に関する応急の復旧等	
第2章	武力攻撃災害の復旧	125
1	基本的考え方	
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	126
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	
2	損失補償及び損害補償	
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	
第5編	緊急対処事態への対処	128
1	緊急対処事態	
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画に定める事項、構成等

大竹市（市長及びその他の執行機関をいう。以下「市」という。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画に定める事項

(1) 市の責務

市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。市は、その責務にかんがみ、国民保護法第 35 条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

※ 武力攻撃事態等とは

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「武力攻撃事態対処法」という。）において、武力攻撃事態と武力攻撃予測事態をあわせて「武力攻撃事態等」と定義しています。

「武力攻撃事態」とは

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいいます。

「武力攻撃予測事態」とは

武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいいます。

(2) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、市に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 35 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第 1 編 総論
- 第 2 編 平素からの構えや予防
- 第 3 編 武力攻撃事態等への対処
- 第 4 編 復旧等
- 第 5 編 緊急対処事態への対処

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、都度の見直しを行うものとする。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第 39 条第 3 項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。(ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は行わない。)

4 市国民保護計画の推進

この計画を実効性のあるものとするため、第 2 編の平素からの備えや予防に掲げる取組みなどについては、適時、適切に現状を把握し、計画の円滑な推進に努めるものとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本指針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、迅速かつ適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(7) 高齢者、障害者等への配慮

市は、国民保護措置の実施に当たっては、様々なニーズに対応した対策が求められることから、男女共同参画の視点を踏まえるとともに、高齢者、障害者、乳幼児、市内に居住又は滞在している外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

(8) 国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

※ 国際人道法とは

主としてジュネーブ条約のことを指す。この条約は1949年に作成され、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定められ、第1条約から第4条約で構成されている。日本は1953年4月に加入している。また、従来のジュネーブ条約を発展・拡充させたものとして、国際的な武力紛争に適用される第1追加議定書と、非国際的な武力紛争に適用される第2追加議定書が1977年に作成され、日本は2004年8月に加入している。

(9) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

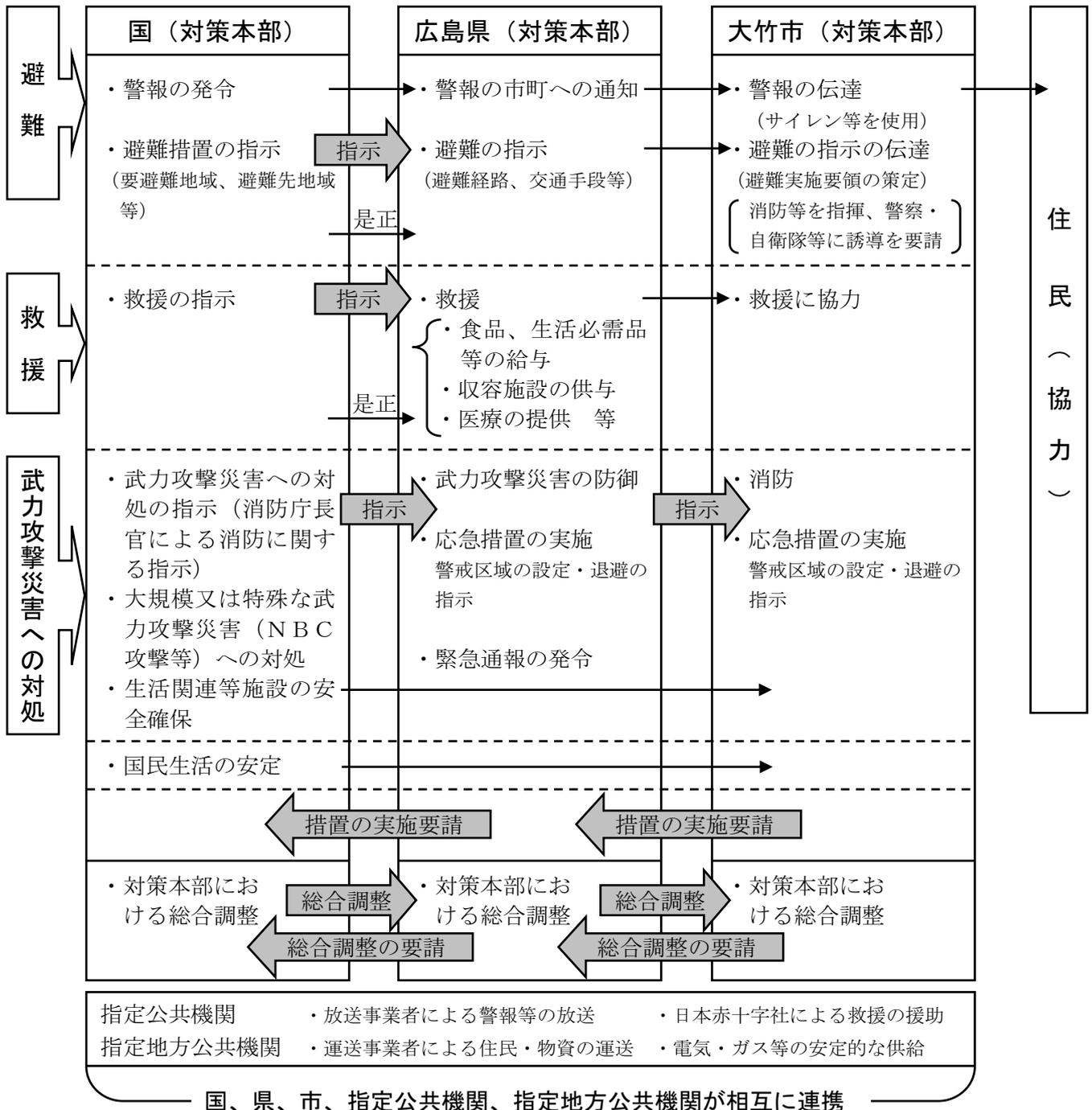
市は、国、県から武力攻撃災害の状況その他必要な情報を入手し、緊急時の連絡、初動体制及び応援体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国民の保護に関する措置の仕組み



1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市、県、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

(1) 大竹市

- ア 市国民保護計画の作成及び変更
- イ 市国民保護協議会の設置、運営
- ウ 大竹市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）及び大竹市緊急対処事態対策本部（以下「市緊急対処事態対策本部」という。）の設置、運営
- エ 組織の整備、訓練
- オ 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- カ 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- キ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- ク 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- ケ 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
- コ 交通規制の実施

(2) 広島県

- ア 県国民保護計画の作成及び変更
- イ 県国民保護協議会の設置、運営
- ウ 広島県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）及び広島県緊急対処事態対策本部（以下「県緊急対処事態対策本部」という。）の設置、運営
- エ 組織の整備、訓練
- オ 警報の通知
- カ 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
- キ 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- ク 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- ケ 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関

する措置の実施

コ 交通規制の実施

サ 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

(3) 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
中国管区警察局	1 管区内各警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
中国四国防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
中国総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
中国財務局	1 地方公共団体に対する災害復旧のための資金の融資 2 金融機関等に対する特別措置の指示 3 国有財産の無償貸与等 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
神戸税関	1 輸入物資の通関手続
中国四国厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
広島労働局	1 被災者の雇用対策
中国四国農政局	1 応急用食料の調達・供給 2 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
中国経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中国四国産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
中国地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 開発保全航路等の応急復旧 3 港湾施設の使用に関する連絡調整
中国運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局広島空港事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
広島地方气象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第六管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

中国四国地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none">1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
-------------	---

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

区分	県に關係する指定公共機関	指定地方公共機関	事務又は業務の大綱
放送事業者	・日本放送協会	・中国放送 ・広島テレビ放送 ・広島ホームテレビ ・テレビ新広島 ・広島エフエム放送	1 警報及び避難の指示 (警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	・中国ジェイアールバス ・日本航空 ・全日本空輸 ・日本貨物鉄道 ・西日本旅客鉄道 ・佐川急便 ・西濃運輸 ・日本通運 ・福山通運 ・ヤマト運輸	・広島県旅客船協会 ・広島電鉄 ・広島バス ・広交観光 ・広島交通 ・中国バス ・鞆鉄道 ・備北交通 ・芸陽バス ・広島県バス協会 ・広島高速交通 ・井原鉄道 ・広島県内航海運組合 ・広島県トラック協会	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	・西日本電信電話 ・NTTコミュニケーションズ ・KDDI ・NTTドコモ ・ソフトバンク		1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的な取扱い
電気事業者	・中国電力 ・電源開発		1 電気の安定的な供給
ガス事業者		・広島ガス ・福山瓦斯 ・広島県LPガス協会	1 ガスの安定的な供給
病院その他の医療機関	・国立病院機構	・広島県厚生農業協同組合連合会 ・済生会呉病院 ・広島県医師会	1 医療の確保
道路の管理者	・西日本高速道路 ・本州四国連絡高速道路	・広島県道路公社 ・広島高速道路公社	1 道路の管理
その他	・日本郵便株式会社		1 郵便の確保
	・日本赤十字社		1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
	・日本銀行		1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を通じた信用秩序の維持

2 関係機関の連絡先

関係指定行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関などの関係機関等の連絡先については、資料として保有するものとする。

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

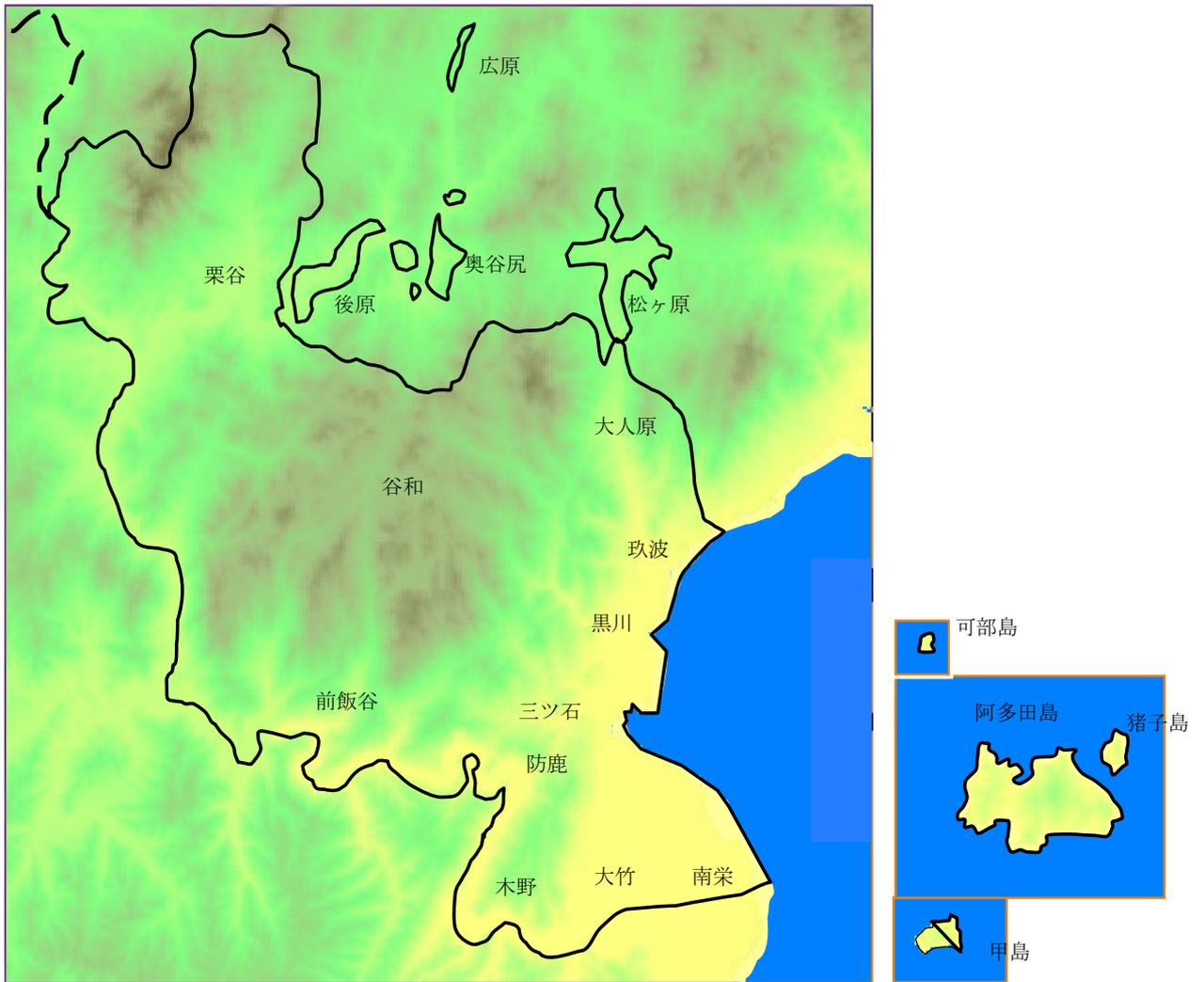
(1) 地形

大竹市は、広島県の西端にあつて、県庁所在地の広島市からは約 35 k m の圏内に位置する。周囲は北、北東は廿日市市、東は瀬戸内海、南は小瀬川を挟んで山口県岩国市及び和木町、西は同じく山口県岩国市と接しており、広島県の西の玄関口として重要な地位を占めている。

海上沖合には、阿多田島、猪子島、可部島、甲島（南半分は山口県岩国市由宇町）などの島々があり、内陸部では廿日市市の中に松ヶ原、広原、谷尻、後原地区等がそれぞれ飛び地として点在している。

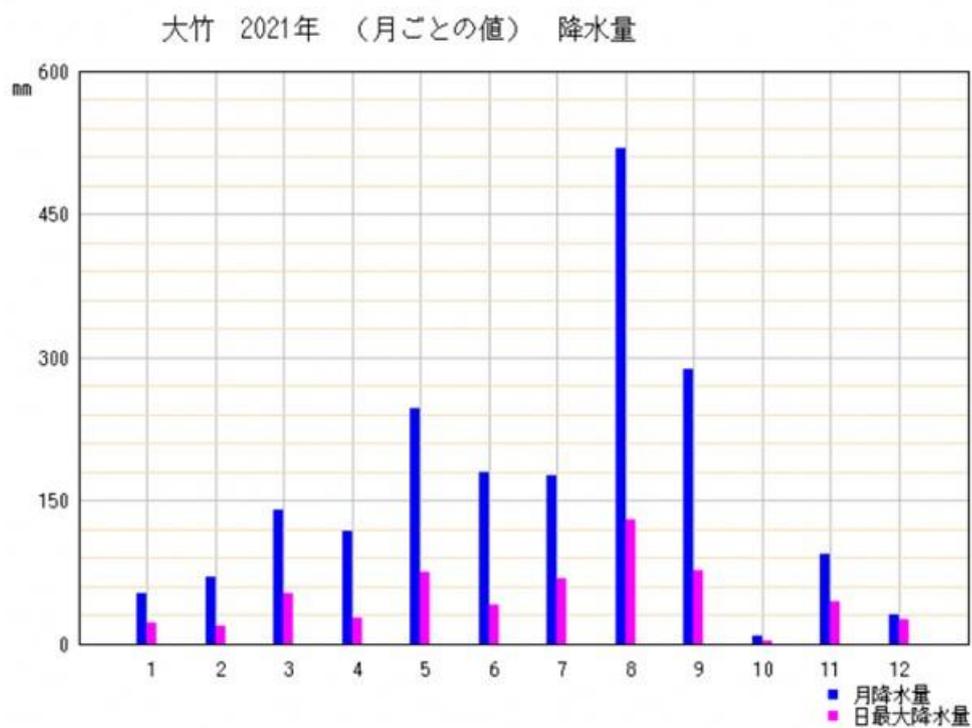
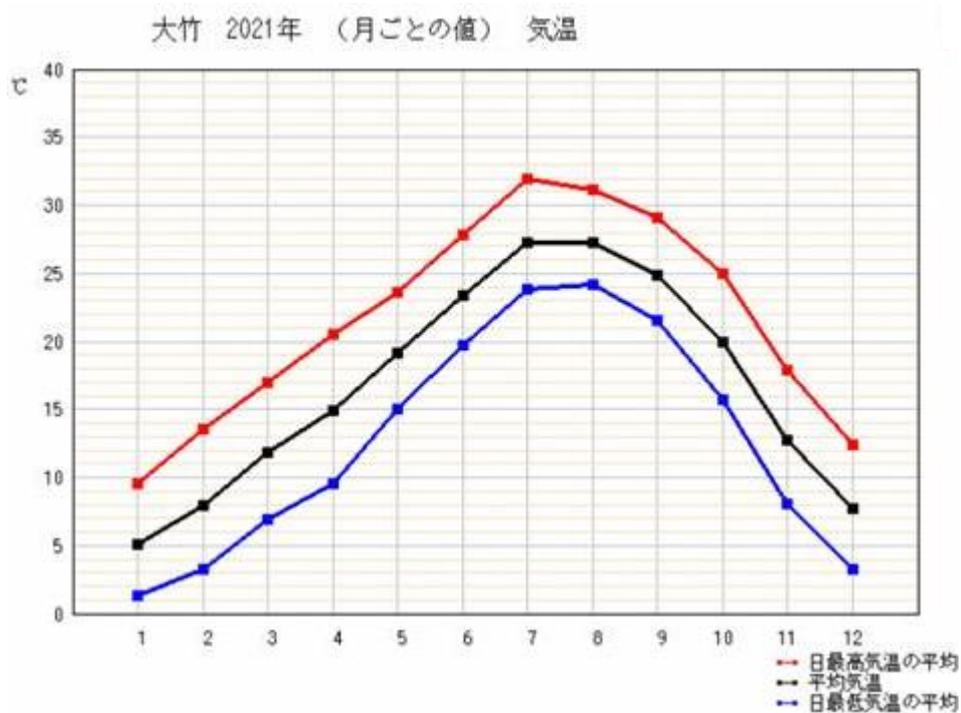
また、中国山地の羅漢山（1,108m）から南下する支脈が海岸近くまで迫り、山地が多くを占め、地形的には恵まれていない。平地は近世以降、広島湾岸に埋立てされた新開地が主体をなし、内陸部には小瀬川沿いの帯状平地、栗谷・松ヶ原地区の盆地状平地、谷和地区の高原性平地があり、栗谷地区がやや大きいものの、いずれも規模が小さい。阿多田島は、標高 204m、丘陵性の傾斜面もかなりみられる。

河川は、一級河川小瀬川（本流全長 58.5 k m、流域面積 342 k m²）が市の西端を南流し、水量も豊富でその支流として玖島川があり、その他単独河川では、恵川、大膳川、新町川などがある。



(2) 気象

大竹市における年間平均気温は 17℃、降水量は約 2,000 mm で、瀬戸内海式気候に属するが、中国山地が近いため、広島周辺に比べ気温較差がやや大きく降水量も多い。



(3) 人口分布

本市の人口は、令和4年7月1日現在 26,191 人で、人口密度は、1 平方キロメートル当たり 333 人となっている。

令和4年7月1日 現在																	
地区別	構成	世帯数	人口				地区別	構成	世帯数	人口							
			男	女	計	地区別				構成	世帯数	男	女	計			
新 町	1 丁目	386	387	418	805	立 戸	1 丁目	302	300	277	577	後飯谷	7	9	8	17	
	2 丁目	390	385	254	639		2 丁目	146	154	150	304	小方町小方	0	0	0	0	
	3 丁目	300	315	335	650		3 丁目	318	334	340	674	小方町黒川	2	2	0	2	
油 見	1 丁目	235	274	290	564		4 丁目	156	124	131	255	B 小 計	3,673	3,781	3,937	7,718	
本 町	2 丁目	285	311	311	622	御幸町	0	0	0	0	木 野	1 丁目	143	129	152	281	
	3 丁目	401	386	393	779	1 丁目	176	246	278	524	2 丁目	83	73	95	168		
	1 丁目	350	359	394	753	2 丁目	204	163	231	394	大竹町木野	1	0	1	1		
白 石	2 丁目	298	293	308	601	御園台	312	342	370	712	C 小 計	227	202	248	450		
	1 丁目	500	492	554	1,046	1 丁目	281	271	265	536	玖 波	1 丁目	277	230	273	503	
2 丁目	221	216	239	455	2 丁目	168	148	167	315	2 丁目		192	168	195	363		
元 町	1 丁目	232	270	284	554	小方ヶ丘	202	372	345	717		3 丁目	278	259	278	537	
	2 丁目	172	192	197	389	晴 海	1 丁目	117	127	136		263	4 丁目	347	241	277	518
	3 丁目	186	200	213	413	2 丁目	0	0	0	0		5 丁目	242	243	263	506	
	4 丁目	157	159	166	325	1 丁目	161	138	168	306		6 丁目	183	180	221	401	
西 栄	1 丁目	194	164	184	348	黒 川	2 丁目	194	188	216		404	7 丁目	182	166	191	357
	2 丁目	277	346	330	676	3 丁目	352	341	284	625		8 丁目	202	217	238	455	
	3 丁目	427	438	412	850	港 町	1 丁目	57	46	61	107	玖波町	53	46	53	99	
南 栄	1 丁目	193	171	202	373	2 丁目	13	11	12	23	松ヶ原町	141	118	124	242		
	2 丁目	493	490	430	920	湯舟町	102	94	109	203	D 小 計	2,097	1,868	2,113	3,981		
	3 丁目	428	462	406	868	三ツ石町	144	139	154	293	栗谷町	大栗林	112	92	98	190	
東 栄	1 丁目	257	247	244	491	阿多田	128	122	121	243		小栗林	58	50	52	102	
	2 丁目	16	14	12	26	防 鹿	62	52	53	105		後原	42	36	42	78	
	3 丁目	0	0	0	0	穂仁原	4	2	3	5		谷尻	11	7	10	17	
北 栄	231	209	245	454	比 作	18	16	14	30	広原		16	17	16	33		
	大竹町大竹	0	0	0	0	安 条	29	26	29	55		谷和	15	11	10	21	
大竹町油見	0	0	0	0	八 丁	0	0	0	0	E 小 計	254	213	228	441			
A 小 計	6,629	6,780	6,821	13,601	前飯谷	18	14	15	29	合 計	12,880	12,844	13,347	26,191			

(4) 道路の位置等

道路は南北に延びて広島県廿日市市及び山口県岩国市に繋がっている広島岩国道路（山陽自動車道と一部共有）、南北に延びて本県廿日市市及び山口県和木町に繋がっている国道2号、市北東から本市栗谷町を抜け、小瀬川沿いに延び、本市北栄に所在する翠橋を終点とする国道186号、市東部の玖波から北方面へ延びる県道42号、市北西部の栗谷町から東方面へ延びる県道289号で廿日市市と繋がっている。また、本市南北に延びる市道玖波青木線は玖波地区から大竹地区を繋げている。

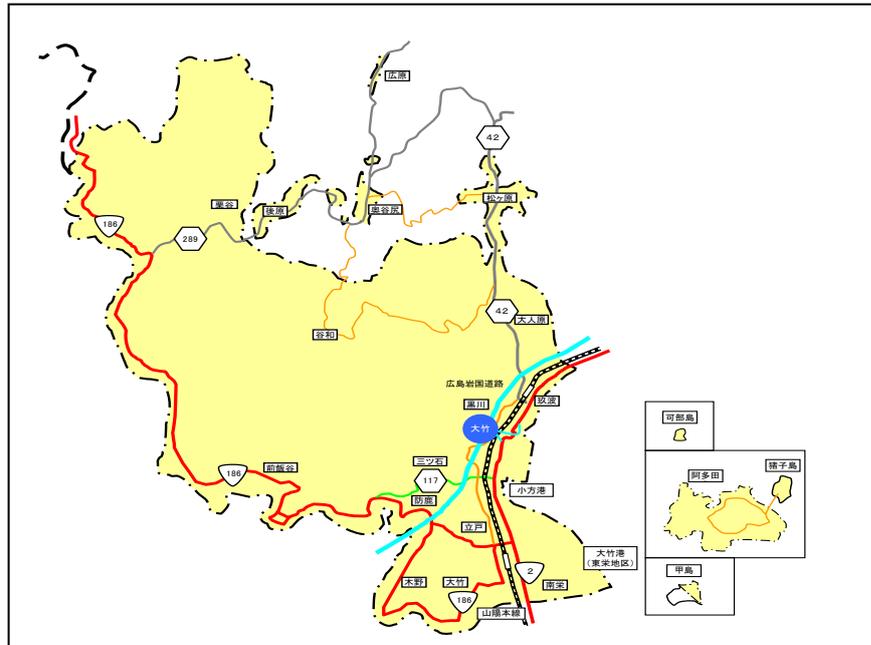
また、幹線的な道路のうち主なものは、広島岩国道路と国道2号である。

(5) 鉄道、港湾の位置等

鉄道は、JR山陽本線が北から南方面にのびており、市内の駅としては、大竹駅と玖波駅がある。令和2年度の1日当たりの平均旅客乗車人数は、玖波駅で1,429人、大竹駅で2,680人である。また、1日当たりの平均貨物トン数は、大竹駅で485トンとなっている。（資料：西日本旅客鉄道(株)広島支社、日本貨物鉄

道(株大竹駅)

港湾は大竹港（恵川河口右岸から小瀬川左岸まで）があり地方港湾に指定されている。船舶地として、飛石港、小方南港、大竹港（東栄地区）、小方港、三菱ケミカル船舶地がある。小方港は阿多田島へのフェリー乗り場でもある。また、大竹港（東栄地区）は大竹で最大の船舶地であり、岸壁は水深 11.5m、延長 1,160m、最大 3 万トンクラスの船舶が寄港可能である。



(6) 自衛隊施設等

隣接する山口県岩国市には岩国基地が所在し、現在、米海兵隊、米海軍及び海上自衛隊が在駐している。

詳細は、以下のとおりである。（岩国市発行『基地と岩国』令和元年度版より一部引用）

ア 米海兵隊岩国航空基地

岩国飛行場は、昭和 13 年 4 月、旧日本海軍がその建設に着手し、昭和 14 年 12 月呉鎮守府所属練習隊を配置、昭和 15 年 7 月に岩国海軍航空隊として開設され、主として教育隊、練習隊の基地として使用されてきた。

終戦後、基地は米海兵隊に接收され、英連邦空軍・米空軍が駐留した。朝鮮事変の勃発とともに国連軍として英海軍部隊・米空軍及び米海軍部隊の一部が派遣され、基地から毎日のように単発戦闘機・ジェット戦闘機（英豪空軍）及び中型爆撃機（米空軍）などが前線支援のため発進していた。

その後、日米安全保障条約の締結に伴い在日米軍基地となり、米空軍、米海

軍の使用を経て、米海兵隊航空師団に主導権が移り、米海兵隊岩国航空基地（MCAS IWAKUNI）となり現在に至っている。

また、海上自衛隊も昭和 32 年以来、一部共同使用している。

なお、昭和 27 年 4 月から民間航空会社が定期便を就航させていたが、昭和 39 年半ば以降においては、代替又は予備飛行場として使用されていた。

平成 8 年度から滑走路を 1 km 沖合に移設する工事が行われ、平成 22 年 5 月 29 日から新滑走路の運用を開始、平成 24 年 12 月 13 日には岩国錦帯橋空港が開港し、民間航空会社による定期便が再開された。

なお、平成 30 年 3 月の空母艦載機移駐完了により、米海軍も使用している。平成 31 年 4 月 1 日現在における基地の提供面積は、米軍及び自衛隊と併せ約 8.67 k m²もの広大な面積を占めている。

イ 海上自衛隊岩国航空基地

海上自衛隊は、昭和 27 年 4 月 26 日海上保安庁の一組織として生まれた海上警備隊が昭和 29 年 7 月 1 日に海上自衛隊として発足したことに始まる。（昭和 29 年 7 月 1 日防衛庁設置法、自衛隊法の施行により陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊が発足する。）

海上自衛隊は、海上からの侵略に対し我が国を防衛するとともに、我が国周辺海域における海上交通の安全を確保することを主な任務としている。

海上自衛隊岩国航空基地は、昭和 32 年 3 月海上自衛隊教育航空群が米国と共同使用を始めて以来、教育航空群、教育関係部隊による使用を経て、昭和 43 年 6 月に第 51 航空隊岩国航空分遣隊が開設（昭和 58 年 3 月廃止）、さらに昭和 48 年 3 月には第 31 航空群、昭和 51 年 7 月には第 71 航空隊、昭和 58 年 3 月には第 81 航空隊が新編された。平成元年 3 月には第 31 航空隊が解隊され、同年 9 月第 111 航空隊が下総基地から移駐、平成 4 年 7 月には第 8 航空隊が、平成 5 年 4 月には岩国調査分遣隊がそれぞれ新編、平成 10 年 12 月には第 31 支援整備隊が第 31 支援整備補給隊に新編され、平成 13 年 3 月には第 8 航空隊が解隊、第 81 航空隊が改編、第 91 航空隊が新編された。平成 14 年 3 月には江田島に所在する標的機整備隊が新編され、第 31 航空群の隷下に編入され現在に至っている。

(7) その他

大竹市は、古くは和紙生産、鰯網漁などを中核とし、これを背景として各主産業が発展し、昭和 8 年には三菱レイヨン(株)の前身である新興人絹(株)が誘致され、化学工業の拠点となる契機がつくられた。

第2次世界大戦中は、海兵団や海軍潜水学校が設けられ、一時海軍の重要な基地となったが、戦後は、軍事的要素は一掃されて日本経済の復興とともに平和産業としての重化学産業が誘致される気運が醸成された。

昭和23年、市制が施行されて以来、市の積極的な工業都市建設計画の推進により、三菱ボンネル(株)、日本紙業(株)、三井化学(株)、三井・デュポンポリケミカル(株)、ダイセル化学工業(株)、三井東圧化学(株)の6社が誘致され、既存の三菱レイヨン(株)、大竹紙業(株)を含む8工場が沿岸部に立地した。

その後、三菱レイヨン(株)と三菱ボンネル(株)が合併、また、昭和45年三菱レイヨン(株)の敷地内に日東化学工業(株)（平成10年10月1日三菱レイヨン(株)と合併）が誘致され、西隣の岩国市とともに重要な臨海工業地帯の一角として発展した。しかしながら、三井東圧化学(株)は昭和61年3月末に撤退し、その跡地に戸田工業(株)、中国塗料(株)、明新産業(株)及び大竹化学(株)が進出し、平成9年3月に明新産業(株)及び大竹化学(株)は合併し大竹明新化学(株)になった。

平成17年7月には大竹紙業(株)が三島製紙(株)に吸収され三島製紙大竹工場となり、平成20年4月に日本大昭和板紙(株)（旧日本紙業(株)）へ譲渡された。

その後は、平成24年10月に日本製紙(株)が日本大昭和板紙(株)を吸収合併し、現在に至っている。

また、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）により指定された、大竹地区の石油コンビナート等特別防災区域は2,385,759.85㎡である。

注：三菱レイヨン(株)〔現三菱ケミカル(株)〕、ダイセル化学工業(株)〔現(株)ダイセル〕
三井・デュポンポリケミカル(株)〔現三井・ダウポリケミカル(株)〕

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている次の事態を対象とする。

(1) 着上陸侵攻

多数の船舶等により沿岸部に直接上陸するとともに、航空機等により降下着陸して、わが国の国土を占領する攻撃

【特徴】

ア 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。

イ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。

ウ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。

エ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

比較的少数のゲリラや特殊部隊を潜入させ、重要施設への襲撃や要人の暗殺等を実施する攻撃

【特徴】

ア 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定さ

れることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。

イ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、ダーティボムが使用される場合がある。

※ ダーティボム（汚い爆弾、Dirty Bomb）とは
放射性物質などの核汚染物質を詰めた爆弾のことである。核弾頭のように核反応を用いず、火薬のみで爆発する。爆発が起きると爆弾内部に格納されていた核汚染物質が飛散し、爆発と核汚染物質の放射線により周囲を汚染し、被害を与える。

(3) 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルを使用して、わが国を直接打撃する攻撃で、いったん発射されると弾道軌道を描いて飛翔し、高角度、高速で落下するなどの特徴を有している。これに対処し得るシステムの配備を現時点で本格的に完了した国はない。

【特徴】

ア 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

イ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

※ NBC弾頭とは
N「Nuclear」（核）、B「Biological」（生物）、C「Chemical」（化学）の総称で、核兵器、生物兵器、化学兵器を搭載したミサイルのこと。

(4) 航空攻撃

爆撃機及び戦闘機等でわが国領空に侵入し、空対地ミサイルを発射、あるいは爆弾等を投下する攻撃

【特徴】

- ア 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。
- イ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。
- ウ なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。
- エ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている次の事態を対象とする。

※ 緊急処理事態とは

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
 - (ア) 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
 - (イ) 危険物積載船への攻撃
危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。
 - (ウ) ダムの破壊
ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。
- イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
 - (ア) 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破
大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

(2) 攻撃手段による分類

ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

(ア) ダーティボム等の爆発による放射能の拡散

ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。また、ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。

(イ) 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布

生物剤の特徴については、生物兵器の被害の特徴と同様である。

(ウ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布

化学剤の特徴については、化学兵器の被害の特徴と同様である。

(エ) 水源地に対する毒素等の混入

毒素の特徴については、化学兵器の被害の特徴と類似している。

イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

(ア) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。

※ 生物兵器とは

細菌ウイルス、あるいはそれらが作り出す毒素などを使用し、人や動物に対して使われる兵器のこと。

主なところでは天然痘ウイルスや炭疽菌、ボツリヌス菌毒素などがある。治療法があって自分の身を守りつつ敵国にダメージを与えられる細菌やウイルスが適しているため、治療法が確立していないものは、あまり生物兵器に適さない。

使用方法は、多種多様であり、砲弾や弾道ミサイルの弾頭に装填する方法、航空機などより噴霧する方法などがある。

※ 化学兵器とは

毒ガスなどの毒性化学物質を使い、人や動物に対して被害を与えるために使われる兵器のこと。

その種類としては、神経剤（人の神経系統を麻痺させ死に至らせるもの。サリンやVXなど）、びらん剤（人の皮膚や粘膜をただれさせるもの。マスタードなど）、血液剤（特定の酵素の作用を阻害し、細胞の呼吸作用を妨害するもの。青酸など）、窒息剤（主に肺に作用して肺水腫を起し窒息させるもの。ホスゲンなど）がある。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部局課における平素の業務

市の各部局課は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行うものとする。

【市の各部局課における平素の業務】

部局課名	平素の業務
総務部 危機管理課	1 国民保護協議会の運営に関すること 2 国民保護対策本部に関すること 3 国民保護措置の準備に関すること 4 国民保護に関わる関係機関との連絡調整に関すること 5 国民保護措置に関する訓練・啓発に関すること 6 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること 7 避難の指示の伝達等及び避難誘導に関すること 8 避難実施要領の策定に関すること 9 安否情報の収集体制の整備に関すること 10 物資及び資材の備蓄等に関すること 11 自主防災組織、自治会との連絡調整に関すること 12 特殊標章等の交付等に関すること
総務部 総務課	1 庁舎、公有財産の管理、運用、調査に関すること 2 職員の動員、派遣要請、受入れに関すること 3 職員のサービス、給与に関すること 4 職員の食料の供給、救援及び補償に関すること
総務部 企画財政課	1 庁内LANの保全に関すること 2 行政運営に関すること 3 国際人道法の普及、教育に関すること 4 広報に関すること 5 報道機関との連絡調整に関すること 6 外国人に対する広報、避難、救援に関すること

総務部 産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> 1 商工労働団体及び農林水産業団体との連絡調整に関する事 2 食品供給業者の把握に関する事 3 災害対策用物資の調達、あっせんに関する事 4 農地、農業用施設に関する事 5 生産流通施設に関する事 6 災害資金等の融資に関する事 7 緊急物資の運送に関する事
市民生活部 自治振興課	<ul style="list-style-type: none"> 1 公共交通機関との連絡調整に関する事 2 避難住民の運送（バス、鉄道）並びに避難住民及び緊急物資の運送の総括に関する事
市民生活部 市民税務課	<ul style="list-style-type: none"> 1 住民情報等の管理に関する事 2 市税その他の徴収金に関する事
市民生活部 環境整備課	<ul style="list-style-type: none"> 1 廃棄物処理に関する事 2 環境衛生施設に関する事
健康福祉部 保健医療課	<ul style="list-style-type: none"> 1 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事 2 保健衛生に関する事 3 感染症及び防疫に関する事 4 医療の確保に関する事
健康福祉部 地域介護課	<ul style="list-style-type: none"> 1 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 2 赤十字標章等の交付等に関する事 3 社会福祉施設に関する事
健康福祉部 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 1 保育所・幼稚園等への警報の伝達体制整備に関する事 2 入所者の避難誘導及び安全確保に関する事 3 入所者の応急保育に関する事
会計課	<ul style="list-style-type: none"> 1 国民保護措置の実施に要する費用の出納及び物品の調達に関する事 2 義援金品の収配等に関する事
建設部 土木課	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路、橋りょう状況の把握、対策に関する事 2 河川、海岸、ダム、砂防、急傾斜地等の把握、対策に関する事 3 港湾施設の把握、対策に関する事 4 避難住民及び緊急物資の運送（旅客船及び内航貨物船）に関する事
建設部 監理課	<ul style="list-style-type: none"> 1 土木関係災害対策資機材の調達、あっせんに関する事 2 建設業協会、住宅供給公社等との連絡調整に関する事
建設部 都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> 1 市街地状況、公園緑地施設の把握、対策に関する事 2 市営住宅に関する事 3 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関する事
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 市議会に関する事（臨時議会の招集）
上下水道局	<ul style="list-style-type: none"> 1 工業用水道及び水道用水供給施設の運営・保全対策に関する事 2 下水道施設の保全対策に関する事
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 1 文教施設等の保全、避難施設の確保に関する事 2 学校への警報の伝達体制整備に関する事 3 児童、生徒の避難誘導及び安全確保に関する事 4 児童、生徒の応急教育に関する事 5 児童、生徒に対する啓発に関する事 6 文化財の保護に関する事 7 教育関係義援金に関する事 8 教育委員会関係災害の情報収集及び被害調査に関する事

消防本部	1 武力攻撃災害への対処に関すること（救急、救助を含む。） 2 情報の収集・連絡体制の整備に関すること 3 住民に対する情報伝達・広報体制の整備に関すること 4 住民の避難誘導に関すること 5 装備資機材の整備に関すること
------	---

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防本部との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

なお、職員への連絡手段、対策本部長等の職務代理、職員の所掌事務、交代要員の確保など、運営に必要な事項については、別に定める。

【職員参集基準】

事態の状況	体制	基準	役割	参集
事態認定前	国民保護担当室	国内で武力攻撃事態等の認定に繋がる可能性のある事案が発生するなどし、情報収集等の対応が必要な場合で、市長が必要であると認めた場合	情報収集	危機管理課職員
	国民保護対策連絡室	県内で武力攻撃事態等の認定に繋がる可能性のある事案が発生するなどし、市長が設置の必要があると認めた場合	情報収集、応急対策、予防対策	対策本部に準じ参集するが個別の事態の状況に応じ、その都度判断
国において武力攻撃事態等の認定が行われたが、本市に対策本部設置の指定に係る通知がない場合				
事態認定後	市国民保護対策本部	本市に対策本部設置の指定に係る通知を受けた場合	国民保護措置の実施	全職員

3 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

		担当課
損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項)	各課
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第 81 条第 3 項)	
	土地等の使用に関する事。 (法第 82 条)	
	応急公用負担に関する事。 (法第 113 条第 1 項・5 項)	
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの。 (法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)	各課
不服申立てに関する事。 (法第 6 条、175 条)		総務課
訴訟に関する事。 (法第 6 条、175 条)		総務課

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、大竹市文書取扱規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐための配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は、訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

また、国民の権利利益の救済の手続等について迅速な対応ができるよう担当課を定めるなど、体制の整備に努めるものとする。

4 消防機関の体制

(1) 消防本部における体制

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、消防本部における 24 時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備するものとする。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図るものとする。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図るものとする。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、県と必要な連携を図るとともに、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署について事前に把握しておくものとする。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近隣市町との連携

(1) 近隣市町との連携

市は、近隣市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設 ・ 設備 面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用 面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素からの情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。

運 用 面	<ul style="list-style-type: none"> ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 市における通信の確保

市は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要な同報系防災行政無線の整備を完了したことから、県及び関係機関等とともに通信体制の充実に努めるものとする。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

また、市は、警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ市国民保護計画に定めておくものとする。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線を適正に管理するとともに、今後、デジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。

(3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）とは

津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、人工衛星を用いて送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動することにより、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステムのこと。

(4) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて岩国海上保安署との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うことになる市内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

安否情報の収集、整理及び提供に関しては、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用し、円滑な安否情報の収集、整理及び提供に努める。ただし、安否情報システムが利用できない場合は電子メール・FAX・電話等を利用する。

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報について、以下の情報を収集し県に報告する。報告の様式は、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式により収集を行い、安否情報システムを用いて、県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑥ 国籍（ただし、報告は日本国籍を有しない者に限る。）
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡住民

(上記①～⑦に加えて)

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 遺体が安置されている場所
- ⑰ 連絡先その他必要情報
- ⑱ ①～⑦、⑮～⑰の親族・同居者・知人以外の者への回答の同意

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等をあらかじめ定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づき、所在等についてあらかじめ把握しておくものとする。

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の生年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③ 出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の生年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑩の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③ 出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図るものとする。

【被災情報の報告様式】

令和 年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）							
						令和 年 月 日 時 分	
						大	竹 市
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）							
(1) 発生日時 令和 年 月 日							
(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
市町名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊 (棟)	半壊 (棟)	
			重傷 (人)	軽傷 (人)			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町名	年月日	性別	年齢	概況

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があるため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、広島県自治総合研修センター、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※ 国民保護ポータルサイトとは

内閣官房において提供する、国民保護に関する総合的な情報提供サイトのこと。

※ eラーニングとは

インターネットなどのネットワークを介して、学習・研修などを行う教育形態のこと。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、県の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、海上保安部、警察等の職員及び学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、岩国海上保安署、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練

イ 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の内容の伝達訓練

ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自主防災組織、自治会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

エ 市は、自主防災組織、自治会などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するように努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

県の対策本部から避難の指示及び救援に関する措置の指示を受けたときは、避難の指示等の内容の伝達及び誘導を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施することから、避難及び救援に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、市の住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等に必要な基本的資料を準備する。

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、避難行動要支援者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、防災・福祉関係部局を中心とした横断的な「要配慮者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務付けられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援名簿の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これらの企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。また、大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難に関する平素からの備え

(1) 避難実施要領のパターンの作成

市は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。この場合において、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮するものとする。

(2) 輸送体制の整備等

市は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、市における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、県と連携して市の輸送力、輸送施設に関する情報を把握するものとする。

3 救援に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保す

る。

(2) 県との調整

市は、県からの救援の一部の事務を本市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整するとともに、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項について定めておくものとする。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力の把握

市は、県が保有する本市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力に関する情報を共有する。

(2) 輸送施設に関する情報の把握

市は、運送事業者の協力を得て、避難住民及び緊急物資の運送を行うことから、県が保有する輸送施設に関する情報を共有する。

(3) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する本市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

※ 島における留意事項

市は、島の住民の避難について、国（内閣官房、国土交通省）から示された「離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」（平成17年12月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知、国政調第169号国土交通省政策統括官付政策調整官（危機管理担当）通知）を踏まえ、可能な限り全住民の避難を視野に入れた体制を整備するものとする。この場合において、市は、県及び指定地方公共機関との連携協力を努めるとともに、以下に掲げる情報を把

握するものとする。

【全住民避難を想定した場合に把握しておくべき情報】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 島の全住民を避難させた場合に必要となる輸送手段② 想定される避難先までの輸送経路③ 島外からの輸送手段を受け入れる場合の受入態勢④ 島内にある港湾、空港等までの輸送体制 など |
|--|

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

(1) 避難施設の廃止、用途変更等

市は、避難施設として指定を受けた施設の廃止又は用途変更等のより、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、県に届けるものとする。

(2) 避難施設データベースの共有化

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有する。また、住民に対しても、県と連携して避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

第3章 生活関連等施設の把握等

市は、県との連絡体制を整備し、武力攻撃事態等において、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について、安全の確保に特別に配慮を行うため、これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等について、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備し、以下に掲げる項目について整理する。

- ・ 施設の種類の
- ・ 名称
- ・ 所在地
- ・ 管理者名
- ・ 連絡先
- ・ 危険物質等の内容物
- ・ 施設の規模

※ 「生活関連等施設」とは

- 1 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- 2 その安全を確保しなければ、周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設として国民保護法施行令で定める次の施設

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水地	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒劇薬（医療品医療機器等法）	厚生労働省、農林水産省
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施するものとする。この場合において、県警察及び岩国海上保安署との連携を図るものとする。

2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

(1) 市が管理する生活関連等施設の安全確保

市は、安全確保の留意点に基づき、市が管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

(2) 管理者に対する要請

市は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。この場合において、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めることに留意する。

第4章 物資・資材の備蓄、整備及び点検

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資・資材の備蓄、整備及び点検について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は特に地下に所在する避難施設などで、防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

また、国民保護措置を支える市職員のための食料や飲料水など、必要な物資及び資材についても調達体制を整備する。

※ 安定ヨウ素剤の服用目的・効果

原子力災害が発生した場合、放射性物質として揮発性の放射性ヨウ素が放出される可能性があり、放出される放射性ヨウ素を人が吸入し身体に取り込むと、放射性ヨウ素は甲状腺に選択的に集積するため、放射線の内部被曝による甲状腺がんなどを発生させる可能性がある。

この内部被曝に対しては、安定ヨウ素剤を予防的に服用すれば、放射性ヨウ素の甲状腺の集積を防ぐことができるため、甲状腺への放射線被曝を阻止・低減させる効果がある。

ただし、安定ヨウ素剤の服用は、甲状腺以外の臓器への内部被曝や放射線ヨウ素以外の放射性物質による外部被曝に対しては防護する効果がないことに留意する。(ここで、安定ヨウ素剤とは、医薬品ヨウ化カリウムの丸薬および内服液を指す。)

※ 天然痘ワクチンとは

天然痘は、バリオラと呼ばれる天然痘ウイルスによって起こり、ヒトからヒトへ伝染し、感染すると、発熱と天然痘特有の進行性発疹の症状が現れる。

ワクチンは、天然痘を防御する唯一の方法である。ワクチンは体内に天然痘への抗体を作る。なお、天然痘の患者の発生は、世界中で 1978 年を最後に認められていない。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄、整備について、県と密接に連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替水源、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(2) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかでないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階等においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 大竹市国民保護対策連絡室の設置及び初動措置

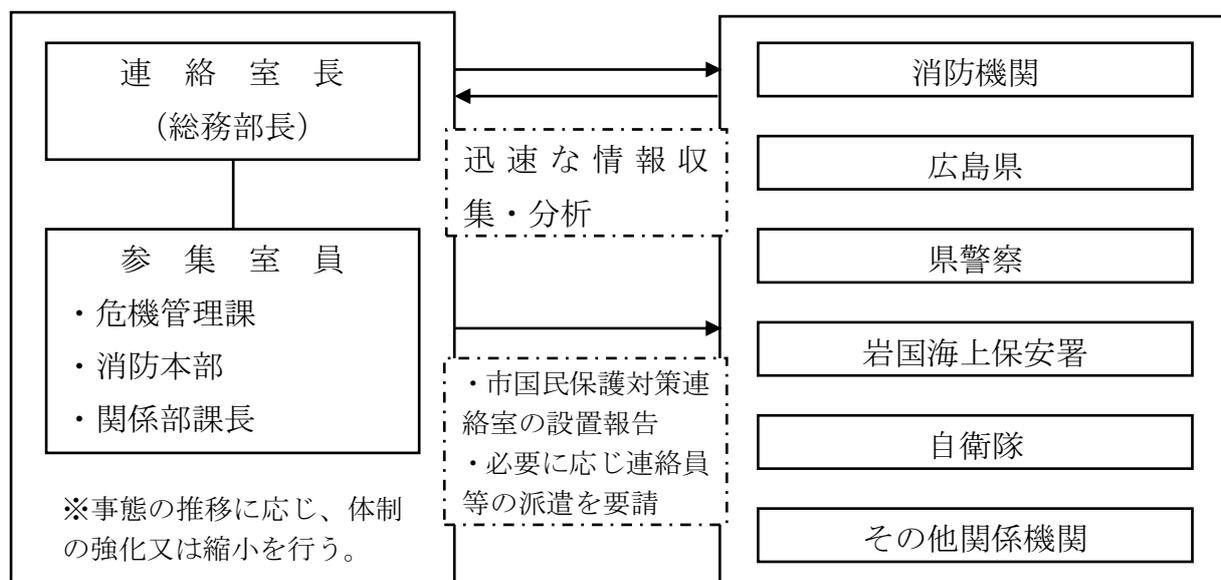
(1) 大竹市国民保護対策連絡室の設置

ア 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生など、県内で武力攻撃事態等の認定に繋がる可能性のある事案が発生するなどした場合や、国において武力攻撃事態等の認定が行われたが、本市に対策本部設置の指定に係る通知がない場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての的確かつ迅速に対処するため、「大竹市国民保護対策連絡室（以下「市国民保護対策連絡室」という。）」を設置する。市国民保護対策連絡室は、市対策本部員のうち、総務部長を室長として、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

イ 市国民保護対策連絡室は、消防機関等を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、市国民保護対策連絡室を設置した旨について県に連絡する。

この場合、市国民保護対策連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

市国民保護対策連絡室の構成等



※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。また、消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

(2) 初動措置の確保

市国民保護対策連絡室は、武力攻撃事態等の認定がない場合においては、事態に応じて各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は、消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。さらに、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、武力攻撃事態等の認定後においては、県、県警察、岩国海上保安署の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努めるとともに、県と連携して住民への緊急通報の伝達や退避の指示等の措置を講じる。さらに、事態の推移に応じて、市対策本部への移行準備を進めるほか、県に準じた対応をとるため、県に対し本市を国民保護対策本部（以下、「市対策本部」という。）を設置すべき市町に指定するよう要請する。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるとき

は、県や他の市町等に対し支援を要請する。

2 市対策本部に移行する場合の調整

市国民保護対策連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じ本市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、市国民保護対策連絡室は廃止する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、本市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、国民保護担当室体制を立ち上げ、又は、市国民保護対策連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、本市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するために、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

また、市長は、直ちに関係機関、市議会等に対して、市対策本部を設置した旨を連絡する。

(※ 事前に市国民保護対策連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。)

ウ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、災害時緊急連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

また、市対策本部に必要な各種資機材の配置等必要な準備を開始する。

エ 交代要員等の確保

市対策本部の設置が長期化した場合においても市対策本部の機能を維持するため、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等に配慮するものとする。

オ 本部の代替機能の確保

市対策本部が被災した場合等、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、大竹市消防本部を市対策本部の予備施設とする。

大竹市消防本部も被災し、使用できない場合には、被災を免れた公共施設等

に本部を移す。

また、市の区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

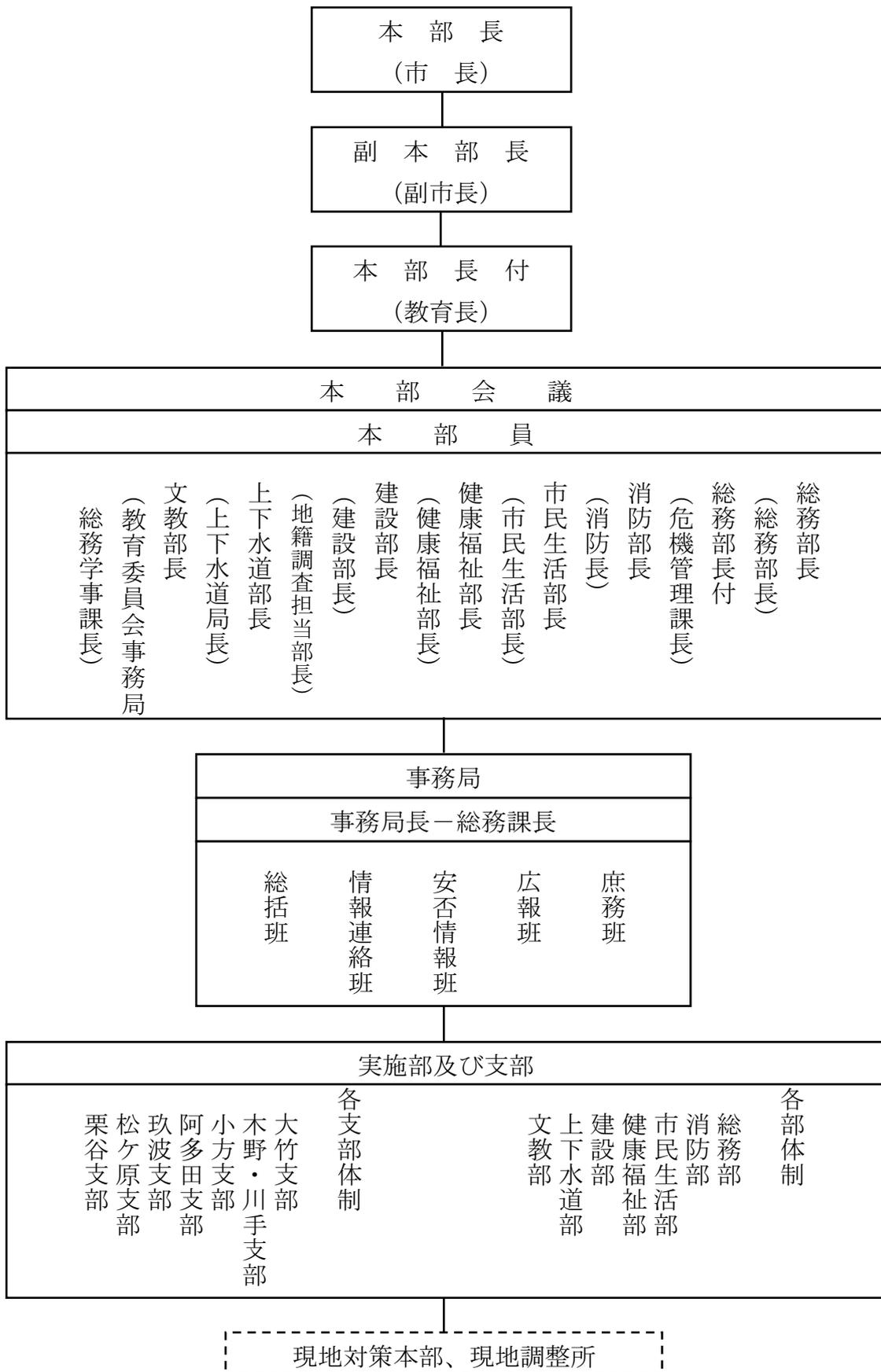
(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成

市対策本部の組織構成は、以下のとおりとする。

大竹市国民保護対策本部組織図



(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に対して適時適切な情報提供に努めるとともに、相談窓口を設置するなど、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

ア 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

イ 広報の手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

ウ 留意事項

広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。

また、県と連携した広報体制を構築するとともに、市対策本部において重要な方針を決定した場合などは、市長自ら記者会見を行うものとする。

(5) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

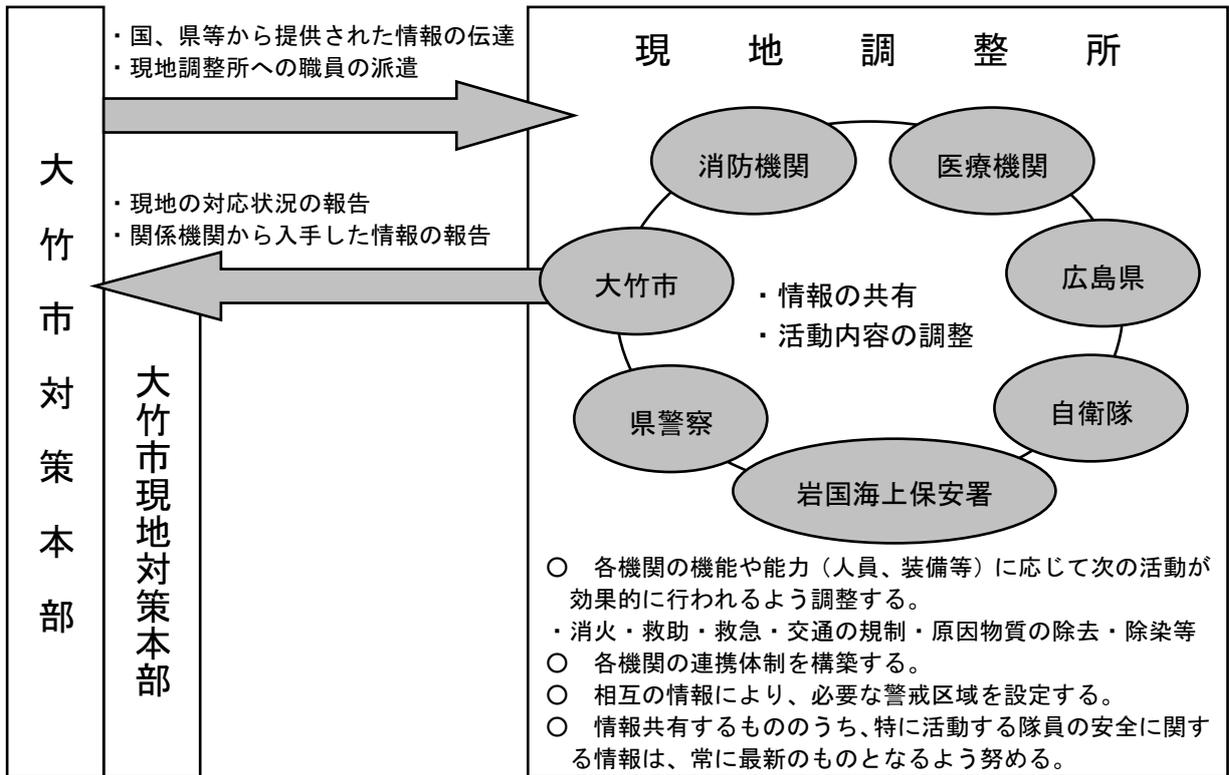
市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、岩国海上保安署、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

なお、関係機関により、すでに現地調整所が設置されている場合は、職員を派遣する。

【現地調整所の組織編成】



(7) 現地調整所について

ア 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。

イ 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置するものである。

ウ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

エ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である。このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。なお、現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは困難なため、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うものとする。

(8) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、本市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨から明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、市の区域に係

る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(9) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

また、市長は、直ちに関係機関、市議会等に対して、市対策本部を廃止した旨を連絡する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、インターネット、L GWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信手段の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに県及び国（総務省）にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。また、国の現地対策本部及び関係地方公共団体の国民保護対策本部等による「武力攻撃事態等合同対策協議会」が開催された場合は、職員を出席させ、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力する。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、本市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請

市は、本市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方

行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請等

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

また、通信途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は本市の国民保護協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあつては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容（※）

エ その他参考となるべき事項

※ 想定される自衛隊の国民保護措置の内容

- ① 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
- ② 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
- ③ 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）
- ④ 武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

- (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町等への応援の要求

ア 市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町長等に対して応援を求める。

イ 応援を求める市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要請

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素から調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- (ア) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- (イ) 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行

政法人をいう。) に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

- (1) 他の市町に対して行う応援等

ア 市は、他の市町から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

- (1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

- (2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分

に確保するとともに、市地域防災計画の「ボランティアの受入等に関する計画」に準じて、市内外からのボランティアの受入体制を確保し、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、及びボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

武力攻撃災害時には、市外、県外から多くの善意の救援物資が送られてくることが予想されるため、市地域防災計画の「救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画」に準じて、受入体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分するものとする。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- (1) 避難住民の誘導
- (2) 避難住民等の救援
- (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- (4) 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

市は、県からの警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

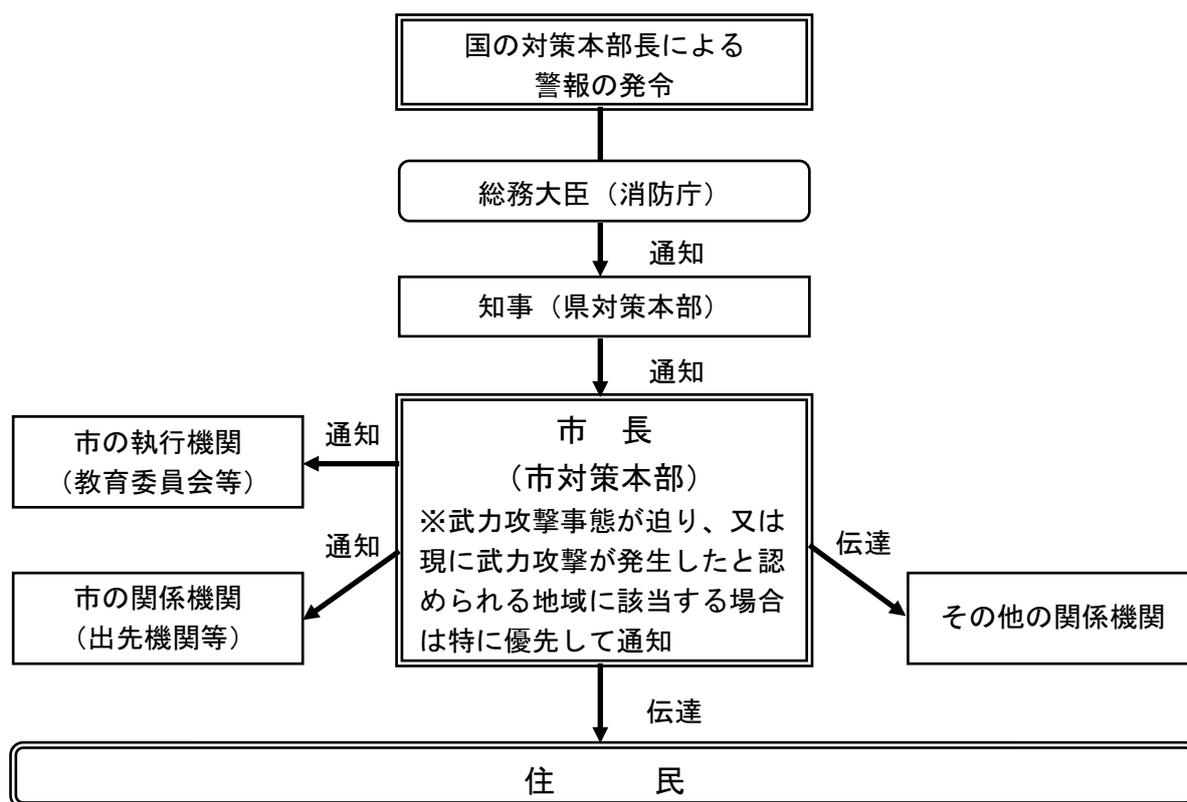
(2) 警報の内容の通知

ア 市は、本市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育所など）に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<https://www.city.otake.hiroshima.jp>）に警報の内容を掲載する。

※ 市長から関係機関・住民への警報の内容の通知・伝達の仕組みは下記のとおりである。

市長から関係機関・住民への警報の内容の通知・伝達



2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれない場合

(ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする。

(イ) なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図るものとする。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉関係部局との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。その他は警報の発令の場合と同様とする。

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

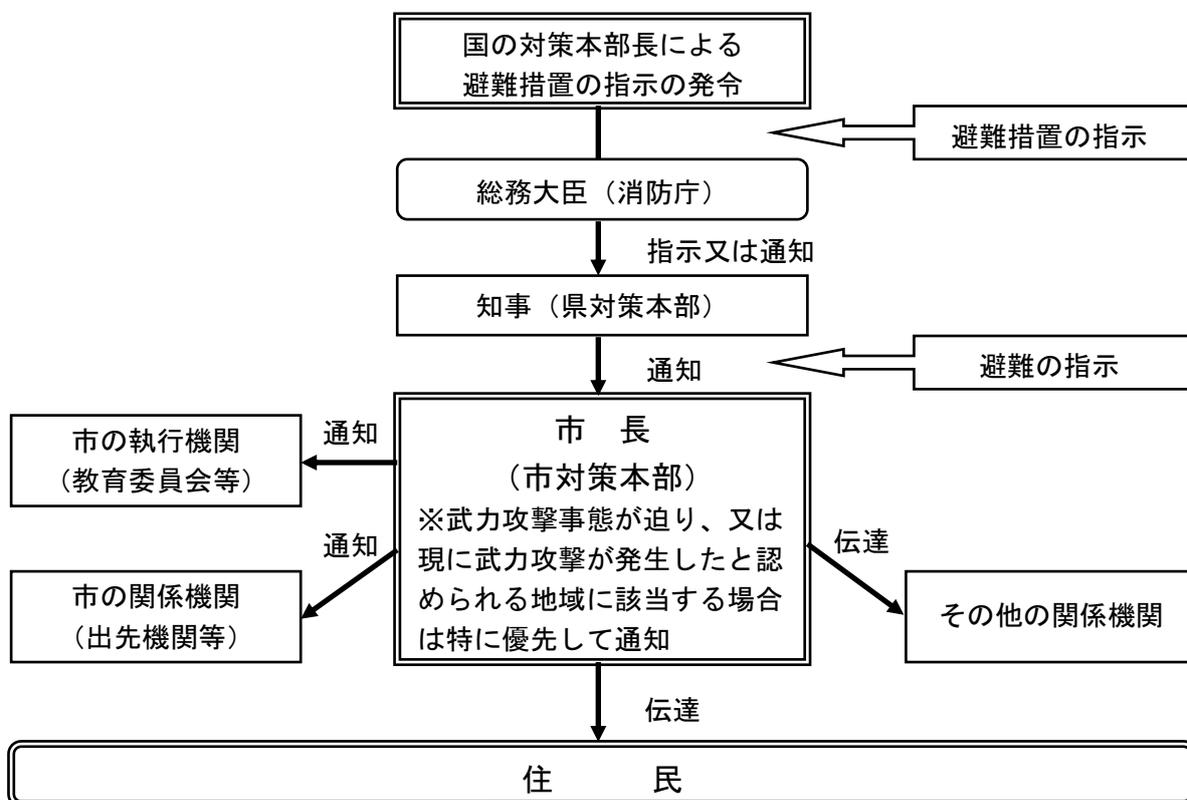
第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

市長から関係機関・住民への避難の指示の通知・伝達



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考にしてあらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領の作成の際の留意事項について

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために作成するものであり、県計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、簡潔な内容のものとする場合もある。

ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会等地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

(例：A1地区1、2、3丁目の住民は「A1自治会」、A2地区1、2、3丁目の住民は「A2自治会」を避難の単位とする。)

イ 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

(例：避難先はB市B1地区5-3にあるB市立B1中学校体育館)

ウ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

(例：集合場所はA 1 地区 1 丁目のA 1 小学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、要援護者については自動車等の使用を可とする。)

エ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

(例：バスの発車時刻は〇月〇日 15 時 20 分、15 時 40 分、16 時)

オ 集合に当たっての留意事項

集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認、避難行動要支援者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

(例：集合に当たっては、避難行動要支援者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。)

カ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(例：集合後は〇〇鉄道〇〇線A 駅より、〇月〇日の 14 時 30 分より 10 分間隔で運行するB 市B 駅行きの電車で避難を行う。B 市B 駅に到着後は、B 市及びA 市職員の誘導に従って、徒歩でB 市立B 1 中学校体育館に避難する。)

キ 市職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

(例：市職員はA 1 地区からB 1 地区間の避難経路において避難誘導、消防職員はA 1 地区の避難行動要支援者の支援及び避難誘導、消防団員はB 1 地区の避難行動要支援者の支援及び避難誘導を行う。)

ク 避難行動要支援者への対応

避難行動要支援者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

(例：誘導に際しては、避難行動要支援者を優先的に避難させるものとする
また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。)

ケ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

(例：避難の実施時間の後、速やかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。)

コ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・飲料水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

(例：避難誘導員は、○月○日 18 時 00 分に避難住民に対して、食料・飲料水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。)

サ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

(例：携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。
なお、NBC災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。)

シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(例：緊急連絡先：大竹市対策本部 Tel 0827-57-7120 担当 危機管理課)

(3) 避難実施要領の作成の際における考慮事項

避難実施要領の作成に際しては、以下の点に考慮する。

ア 避難の指示の内容の確認

(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

イ 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われている状況も勘案)

ウ 避難住民の概数把握

エ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))

オ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)

(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)

カ 避難行動要支援者の避難方法の決定 (避難行動要支援者名簿の活用、要配慮者支援班の設置)

キ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)

ク 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)

ケ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)

コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

【国の対策本部による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

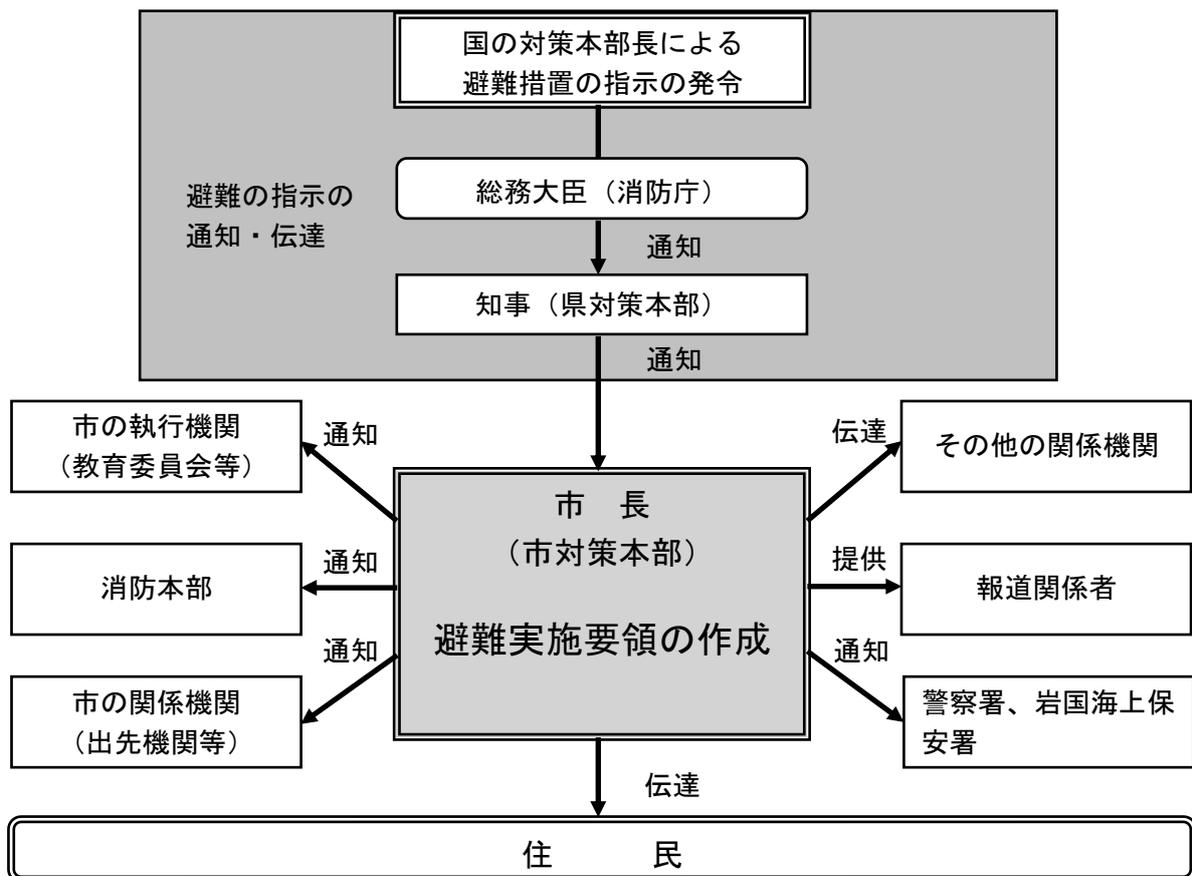
(4) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を作成後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に關係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長、岩国海上保安署長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達



【避難実施要領のイメージ】

避難実施要領（案）

大 竹 市 長

〇月〇日〇時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

大竹市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) A 1 地区の住民は、B 市の B 1 地区にある B 市立 B 1 中学校体育館を避難先として、〇日〇時を目途に住民の避難を開始する。

ア バスの場合

A 1 地区の住民は、A 1 小学校グラウンドに集合する。その際、〇日〇時を目途に、できるだけ自治会単位で行動すること。

集合後は、〇〇バス会社の用意したバスにより、国道〇号線を利用して、B 市立 B 1 中学校体育館に避難する。

イ 鉄道の場合

A 1 地区の住民は、A A 駅前に集合する。その際、〇日〇時〇分を目途に、できるだけ自治会単位で行動し、A A 駅までの経路としては、できるだけ国道〇号線又は A A 通りを使用すること。

集合後は、〇日〇時〇分発 B 市 B 1 駅行きの電車で避難する。B 市 B 1 駅到着後は、B 市職員及び A 市職員の誘導に従って、主に徒歩で B 市立 B 1 中学校体育館に避難する。

ウ 船舶の場合

A 3 地区の住民は、A 港に、〇日〇時〇分を目途に集合する。その際、〇日〇時〇分を目途に、できるだけ自治会単位で行動すること。

集合後は、〇日〇時〇分発 B 1 港行きの、〇〇汽船が所有するフェリーに乗船する。B 1 港に到着後は、B 市職員及び A 市職員の誘導に従って、主に徒歩で B 市立 B 1 中学校体育館に避難する。

- (2) A 2 地区の住民は、B 市の B 2 地区にある B 市立 B 2 中学校体育館を避難先として、〇日〇時を目途に住民の避難を開始する。

・・・・以下略・・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割負担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ア 住民への周知要員
- イ 避難誘導要員
- ウ 市対策本部要員
- エ 現地連絡要員
- オ 避難所運営要員
- カ 飲料水、食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、速やかに避難を指示した地区に残留者が居ないか確認する。(時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。)

(3) 避難行動要支援者に対する避難誘導

誘導に当たっては、障害者、高齢者、乳幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

(1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽で動けるようにする。

(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

大竹市対策本部 担当 ○○○○

T E L 0827-57-7120

F A X 0827-57-7130

3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、本市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りでない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 地域特性に応じた避難に当たっての留意事項

ア 島における住民の避難

島の住民の避難が必要となる場合には、住民の避難のための輸送力の確保に努める必要があることから、市長は、以下の情報について県の対策本部に早急に連絡するものとする。

(ア) 避難すべき住民の数、想定される避難方法

(イ) 現在確保が見込める運送手段、今後不足する運送手段の見込み

市長は、県と連携しながら、運送事業者との連絡調整が円滑に行われるよう、関係する運送事業者と連絡をとり、運送に係る個別の調整を行うものとする。

この場合において市は、県と連携しながら、運送手段を効果的に活用できるよう島内の地域を分割して、各地域の避難の時期、避難の方法（一時避難場所や港湾までの運送手段、運送経路等）を定めるものとする。

イ NBC攻撃の場合の住民の避難

市長は、NBC攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難誘導を行うものとする。

ウ 自衛隊施設、米軍施設等の周辺地域の住民の避難

自衛隊施設、米軍施設等の周辺地域における住民の避難については、それらの施設は防衛に係る諸活動の拠点となる等の特性があることから、避難施設、避難経路及び運送手段の確保に当たって、国や県と平素から密接な連携を図る。また、武力攻撃事態等において県及び市が住民の避難に関する措置を円滑に講ずることができるよう、国は必要な調整を行うものとされており、県は、この調整に基づき必要な措置を講ずるものとされている。

このため、市では、これらを踏まえ必要な措置を講ずるものとする。

エ 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(3) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(4) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、本市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、岩国海上保安署長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるように、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との

情報共有や活動調整を行う。

(5) 自主防災組織等に対する協力要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(6) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(7) 避難行動要支援者への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、要配慮者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者名簿を活用しながら避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もありえる。）

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る食料、飲料水、医療等の配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合には、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講ずる。

【事態の類型に応じた避難に当たっての留意事項】

着上陸侵攻及び航空攻撃の場合

- 1 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針を待って対応することが適当である。

このため、県国民保護計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素から、かかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

- 2 一方、島における避難については、次の対応を基本として対応を検討する。

島における避難では、島内の全住民を島外に避難させる必要がある場合は、全住民の避難が可能な運送手段を確保することが必要となるが、県が、国並びに運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と調整して確保することが基本であるため、市では、当該輸送手段の確保の状況を踏まえ、島内の住民を、輸送の拠点となる港湾へ輸送するバスや公用車などを確保し、各地区の住民に周知を行うことが措置の中心となる。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

- 1 ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を作成し、迅速に避難住民の誘導を実施する。

なお、急襲的な攻撃により、県の対策本部から避難の指示を待つ暇がない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、退避の指示、警戒区域の設定等を行う。

- 2 ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、岩国海上保安署及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、

住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

【避難指示の伝達内容】

避難の指示の内容の伝達（例）

本市において、ゲリラによる急襲的な攻撃が、A1地区で発生しました。

A1地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、市長による誘導の連絡があるまでは、屋内へ一時的に避難すること。

A2地区の住民については、市長による誘導に従い、B1地区へ避難してください。原則として、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者については、バス、車両等により避難すること。

弾道ミサイルによる攻撃の場合

- 1 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民を屋内に避難させることが必要である。
このため、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設に避難させる。
- 2 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、県からの避難の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難の指示の内容に沿った避難誘導を行う。
- 3 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃の目標を特定することは極めて困難であるため、弾道ミサイルの主体の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとも

に、弾道ミサイルが発射された場合には、本市においても着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

【避難指示の伝達内容】

避難の指示の内容の伝達（例）

弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は速やかに屋内（特に建物の中心部）に避難すること。

その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階などに避難すること。

次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。

（※ 特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合）

要避難地域に該当するA1地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。

弾頭の種類は、〇〇剤と考えられることから、・・・・・・・・

第5章 救援

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、救援に関する措置を実施することとされており、また、市が行うこととされた措置を除き、知事が行う救援を補助することとされていることから、避難先地域において、避難住民の武力攻撃災害による被災者（以下「避難住民等」という。）の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容について、以下のとおり定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、救援を必要としている避難住民等に対し、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ア 収容施設の供与
- イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ウ 医療の提供及び助産
- エ 被災者の捜索及び救出
- オ 埋葬及び火葬
- カ 電話その他の通信設備の提供
- キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 死体の捜索及び処理
- コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国等に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、第3編第4章第2の3(13)「避難住民の運送の求め等」に準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、

救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(3) 救援の内容

市長は、救援の実施に際し、知事から実施すべき措置の内容、期間の通知及び事務の委任を受けた場合、それぞれ次の点に留意して行うとともに、高齢者、障害者、乳幼児その他の救援の実施に際し救護を要する者に対しても、適切に救援を実施できるよう、十分配慮する。

ア 収容施設の供与

避難住民等を保護し、その一時的な居住の安定を図るため、避難施設その他の適切な場所に避難所を開設し、適切な管理運営を行う。避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等については、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体の長に対して協力を求める。また、避難住民等の健康状態を十分把握し、必要に応じ、救護所等を設ける。

応急仮設住宅等を建設する必要があるときは、必要な箇所を迅速に把握し、速やかに建設する。建設に必要な資機材が不足し、調達が困難な場合には、県及び国に資機材の調達について支援を要請する。

その他、次の点に留意する。

- (ア) 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）
- (イ) 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
- (ウ) 避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- (エ) 避難行動要支援者に対する福祉避難所の供与
- (オ) 老人居宅介護等事業を利用しやすい構造及び設備を有し、避難行動要支援者を収容する長期避難住宅等の供与
- (カ) 収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）
- (キ) 提供対象人数及び世帯数の把握

イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

- (ア) 食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認
- (イ) 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の県及び国等への支援要請

- (ウ) 提供対象人数及び世帯数の把握
- (エ) 引渡場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

ウ 医療の提供及び助産

武力攻撃災害により、傷病者が発生し、医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、大竹市医師会長に対し医療救護班の編成及び派遣を要請する。

なお、大規模な武力攻撃災害により、多数の傷病者が発生している場合や既存の病院等が破壊され避難住民等に十分な医療が提供できない場合等に、県に対し、臨時の医療施設を開設及び、救護班（医師、看護師、助産師等で構成する救護班）の派遣を要請する。

エ 被災者の捜索及び救出

- (ア) 被災者の捜索及び救出の実施についての連携（県警察、消防機関、自衛隊、岩国海上保安署の関係機関）
- (イ) 被災情報、安否情報等の情報収集への協力

オ 埋葬及び火葬

- (ア) 墓地、納骨堂及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬、焼骨の埋蔵可能数、納骨堂の焼骨の収蔵可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
- (イ) 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制
- (ウ) 関係行政機関等との連携による、墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
- (エ) 県警察及び岩国海上保安署との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施
- (オ) 国民保護法第 122 条及び国民保護法施行例第 34 条の規定に基づき、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第 5 条及び 14 条の特例）

カ 電話その他の通信設備の提供

- (ア) 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
- (イ) 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
- (ウ) 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
- (エ) 聴覚障害者等への対応

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

- (ア) 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災程度）
- (イ) 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
- (ウ) 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
- (エ) 応急修理の相談窓口の設置

ク 学用品の給与

- (ア) 児童生徒の被災状況の収集
- (イ) 不足する学用品の把握
- (ウ) 学用品の給与体制の確保

ケ 死体の捜索及び処理

- (ア) 死体の捜索及び処理の実施についての連携（県警察、消防機関、自衛隊、岩国海上保安署の関係機関）
- (イ) 被災情報、安否情報の確認
- (ウ) 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定
- (エ) 死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
- (オ) 死体の一時保管場所の確保

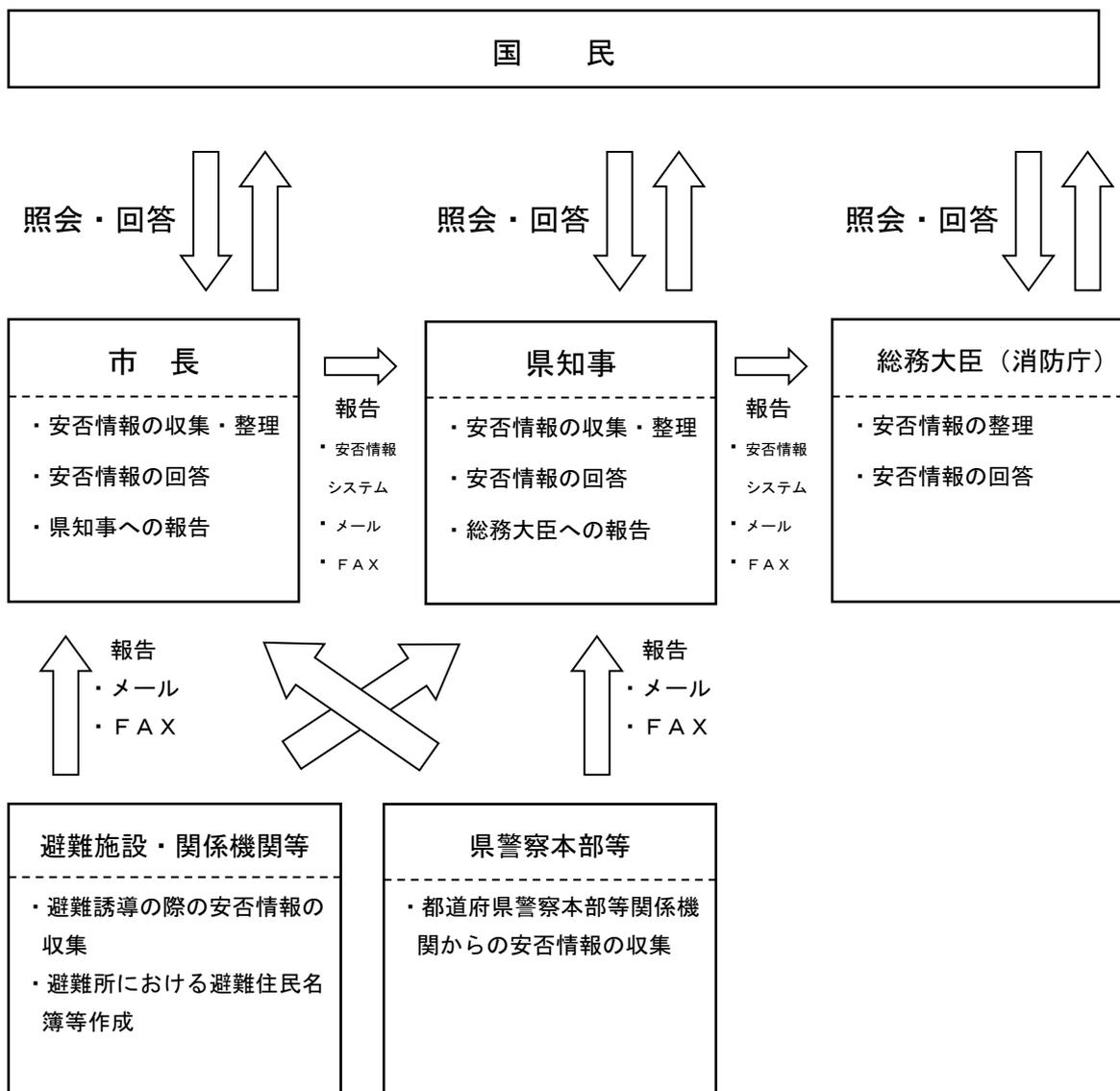
コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- (ア) 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
- (イ) 障害物の除去の施工者との調整
- (ウ) 障害物の除去の実施時期
- (エ) 障害物の除去に関する相談窓口の設置

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

安否情報収集・整理・提供の流れ



【収集項目】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑥ 国籍（ただし、報告は日本国籍を有しない者に限る。）
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡住民

（上記①～⑦に加えて）

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 遺体が安置されている場所
- ⑰ 連絡先その他必要情報
- ⑱ ①～⑦、⑮～⑰の親族・同居者・知人以外の者への回答の同意

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を参考に避難者名簿を作成する等により行うものとする。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムにより県知事に報告し、安否情報システムが利用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

ウ 窓口以外から照会があった場合には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の住居市町村が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行うこととする。

安否情報照会書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		年 月 日
申請者 住所(居所) 氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る。)</small>	日本 その他()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

(2) 安否情報の回答

ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、原則として被照会者の同意に基づき、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

安否情報回答書

年 月 日 殿 総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被照会者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要情報		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民等に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には、「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社広島県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)「安否情報の回答」、(3)「個人の情報の保護への配慮」と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 生活関連等施設の安全確保等

市は、武力攻撃災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な措置等が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携し、生活関連等施設の安全確保に必要な事項等について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、本市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

3 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、岩国海上保安署、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

4 危険物質等に係る武力攻撃災害への対処

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

(2) 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

ア 危険物

市の区域に設置される消防法第 2 条第 7 項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は市の区域のみに設置させる移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第 29 条）

【措置】

- (ア) 公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。（消防法第 12 条の 3）
- (イ) 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第 103 条第 3 項第 2 号）
- (ウ) 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第 103 条第 3 項第 3 号）

イ 火薬類

火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 2 条第 1 項の火薬類

【措置】

- (ア) 製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。（火薬類取締法第 45 条第 1 項第 1 号）
- (イ) 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。（火薬類取締法第 45 条第 1 項第 2 号）
- (ウ) 火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。（火薬類取締法第 45 条第 1 項第 3 号）
- (エ) 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。（火薬類取締法第 45 条第 1 項第 4 号）

※ 1 製造については火薬若しくは爆薬を製造する製造所であってこれを原料として信号えん管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの又は産業、娯楽、スポーツ若しくは救命の用に供する火工品のみを製造する製造所に係るものに限る。

2 運搬及び火薬類取締法第 50 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける火薬類の消費についてを除く。

ウ 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 2 条の高圧ガス（同法第 3 条第 1 項各号に掲げるものを除く。）

【措置】

- (ア) 第 1 種製造者、第 2 種製造者、第 1 種貯蔵所若しくは第 2 種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第 6 条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第 37 条の 4 第 3 項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第 1 種貯蔵所、第 2 種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。（高圧ガス保安法第 39 条第 1 項第 1 号）
- (イ) 第 1 種製造者、第 2 種製造者、第 1 種貯蔵所又は第 2 種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第 6 条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第 37 条の 4 第 3 項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。（高圧ガス保安法第 39 条第 1 項第 2 号）
- (ウ) 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。（高圧ガス保安法第 39 条第 1 項第 3 号）

(3) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、上記各措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

5 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害への対処

市は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

第2 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

市は、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

- (1) 隣県の原子力事業所が武力攻撃を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、次の場合、県では、関係機関に通知するとともに、関係機関と連携し、モニタリングの実施等、必要な措置を講ずることとされている。

このため、市は、県から通知などがあった場合、必要な措置を講ずるものとする。また、この場合において、当該措置を講ずる者の安全の確保に配慮する。

ア 隣県における武力攻撃原子力災害の発生を覚知した場合

イ 県内において事業所外運搬に使用する容器からの放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する原子力防災管理者からの通報又は内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣からの通知を受けた場合。

- (2) 住民の避難誘導

市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、その指示内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。

なお、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避を指示し、その旨を知事に通知する。

2 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

- (1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、

退避を指示する。また、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するために必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、岩国海上保安署、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して支援の内容を整理し、迅速に必要な資機材や応援等の支援要請を行う。

この場合において、市対策本部又は現地調整所に派遣されている県の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、保健所及び医療機関等と共有する。

また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者の心のケアの問題に対応するよう努める。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国及び県と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないよう、住民に注意を呼びかける。

また、生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、給水の制限等の措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に対し、直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、汚染の拡大を防止するため、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対 象 物 件 等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活に用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第3 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

ア 退避の指示について

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待つ暇がない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

※【退避の指示（一例）】

「〇〇町〇丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅ろうな建物や屋内に一時退避すること。

「〇〇町〇丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

イ 屋内退避の指示について

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

(ア) NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。

(イ) 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、防災メール、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示の解除をした場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避に指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び岩国海上保安署等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、岩国海上保安署、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物の入った大量のドラム缶など、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対して、当該設備等の除去、保安、使用の停止等の措置を行うことを指示する。市長が当該指示をした場合には、直ちに知事へ通知する。また、警察署長は、市長から要請があったときは、同様の指示をすることができる。

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、被災情報及び関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、岩国海上保安署、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域の設定をする。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、防災行政無線、防災メール、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、岩国海上保安署、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

4 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

5 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察と連携し、効果的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消防活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、本市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力災害攻撃の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握

を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、岩国海上保安署、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連携を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 市長は、自らの市が被災していない場合において、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 市長及び消防長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 被災情報の収集及び報告

ア 市は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

イ 市は、情報収集に当たっては、消防機関、県警察、岩国海上保安署との連携を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

ウ 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し、火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。

エ 市は、第1報を県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について次頁に定める様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

【被災情報の報告様式】（前掲）

令和 年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

令和 年 月 日 時 分
大 竹 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

- (1) 発生日時 令和 年 月 日
(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方 不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の死亡地の市町名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町名	年月日	性別	年齢	概況

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において県と連携し、医師・保健師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、避難行動要支援者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水の確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対し情報提供を実施する。

イ 市は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又

は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、県と連携し栄養管理、栄養相談及び指導を実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めることにより、廃棄物の収集、運搬又は処分業として行わせる。

イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は、市地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成 30 年 3 月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考にしつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等にかかる要請を行う。

3 文化財の保護

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知の伝達

ア 市教育委員会は、市内にある重要文化財等に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による被害を防止するため、所有者等に行う命令又は勧告を県教育委員会が

告知する場合は、速やかに所有者等に対し、これを伝達する。

イ また、必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者等から文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、その旨を県教育委員会に連絡する。

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行の協力

市教育委員会は、国宝等の被害を防止するため、文化庁長官及び文化庁長官から委託を受けた県教育委員会が行う措置の施行に協力する。

(3) 県重要文化財等に関する勧告の伝達

市教育委員会は、県の重要文化財等に関し、県教育委員会が武力攻撃災害による被害を防止するために所有者等に対し必要な措置を勧告する場合には、速やかに当該勧告を伝達する。

(4) 市指定文化財に関する勧告

市教育委員会は、市指定文化財が武力攻撃災害により被害を受けるおそれがあるときは、所有者等に対し、所在場所の変更又は管理方法の改善その他管理に関し必要な措置を勧告する。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、県等の関係機関が実施する次に掲げる措置に協力する。

- (1) 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施
- (2) 生活関連物資等の需給・価格動向について、県及び関係機関等からの情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置

2 避難住民等の生活安定等

- (1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

- (2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者及び工業用水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路及び港湾等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 11 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

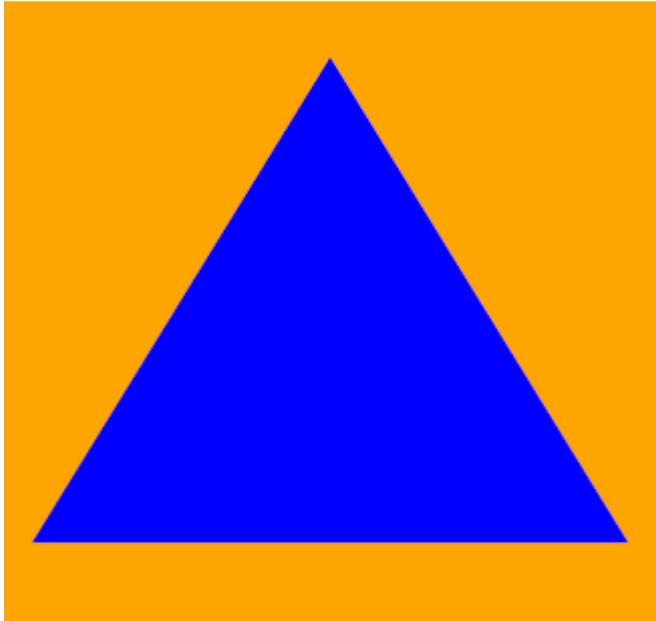
イ 身分証明書

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書（「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」が示す様式は、次頁のとおり。）。

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

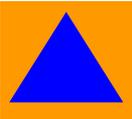
【特殊標章】



(オレンジ色地に
青の正三角形)

【身分証明書】

(表面)

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
<p>身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p>		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to The Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>.....</p> <p>.....</p>		
交付等の年月日/Date of issue..... 証明書番号/No. of card.....		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日.....		

(裏面)

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
<p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type</p>		
<p>所有者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
印章/Stamp	所持者の署名 /Signature of holder	

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

(2) 特殊標章の交付及び管理

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（「事態法制担当」通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「市（町村）の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成 17 年 10 月 27 日消防国第 30 号国民保護室長通知）を参照）。

ア 市長

- (ア) 国民保護措置に係る職務を行う市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）
- (イ) 消防団長及び消防団員
- (ウ) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (エ) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 消防長

- (ア) 国民保護措置に係る職務を行う消防職員（消防長の所轄の消防職員）
- (イ) 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における特殊標章等の使用の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上で、その管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機へ切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに県及び総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 ライフライン施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生した場合には、市が管理する上下水道や工業用水道のライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

3 輸送路の確保に関する応急の復旧等

市は、武力攻撃災害の発生した場合には、その管理する道路及び港湾施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一時使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力した者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対し

て損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りでない。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2「緊急対処事態」に掲げるとおりである。

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。